

意外と
知らない

まちのひろば ひらきかた手帖 別冊

公共施設の柔軟な使い方ガイド



意外と知らない?! 身近で利用可能な公共施設

川崎市では、地域の方々が気軽に立ち寄ることが出来る居場所「まちのひろば」が地域に沢山開かれていくよう支援しています。

その一環として、地域の皆様に身近な公共施設を今まで以上に利活用していただくことで、「まちのひろば」が公共施設からも生み出されるよう取り組んでいます。

「地域に良い活動場所が見つからない」「使いたい施設が混んでいたのでは会議が出来なかった」「こんなイベントが出来るところはないの？」

そんな地域の皆様の声にお答えするべく、「へ～！こんな使い方ができるの？」「え？この場所でこんな使い方していいんだ!」といった、身近な公共施設の現時点での柔軟な使い方をひとまとめにしたガイドブックを作成しましたので、ぜひ地域活動などにご活用ください。



シセツくん

こども文化センターのつかいかた

こども文化センターでは、多世代交流を目指し、様々な交流事業を行っているほか、こどもや関係団体が利用していない時間帯には、地域の活動団体が会議室等を利用したり、印刷機などの資機材を利用することもできます。

こども達との交流イベントの実施や、会議室の利用などをご希望される場合には、各センターまでご相談ください。

いこいの家のつかいかた

いこいの家では、地域の活動団体の方向けに夜間・休日等施設開放事業を行っており、10名以上の市民活動団体で市または施設開放委員会が認める団体であれば、大広間や会議室などが利用できます。

利用にあたっては、健康福祉局高齢者在宅サービス課までお問い合わせください。

いこいの家でこんなことが出来るかも！

○こども食堂 ○障害者レクリエーション ○健康教室 etc.

各区市民活動コーナーのつかいかた

各区役所では、区内の市民活動支援のため、団体の打ち合わせや資料印刷の場などを提供していますので、利用をご希望される場合、まずは各区の地域振興課・支所・出張所までお問い合わせください。

なお、利用にあたっては、事前の利用者登録やコーナーの運営への参加が必要になります。

学校のつかいかた

生涯学習を振興するため、学校教育に支障のない範囲で校庭、体育館、特別教室を開放する「学校施設有効活用事業」を行っています。利用には事前登録等が必要ですので、教育委員会 HP で登録条件や利用できる時間帯・施設等を確認の上、各学校施設開放運営委員会にご相談ください。

学校でこんなことが出来るかも！

○スポーツ・文化活動 ○レクリエーション ○地域活動 etc.

道路(市管理のもの)のつかいかた

道路上で物などを設置したイベント等を実施する場合は、川崎市の許可※を得る必要がありますので、各区役所の道路公園センター(利用調整係)までご相談ください。また、道路の使用は、併せて管轄の警察署の許可を得る必要があります。※道路占用許可を受ける際には国、地方公共団体の後援等が必要となります。

道路を使ったイベントでこんなことが出来るかも!

○歩行者天国 ○キッチンカー ○ステージの設置 etc.

河川(市管理のもの)のつかいかた

川崎市が管理する河川は原則自由に利用できますが、河川の役割を阻害する行為や物などの設置については事前に許可を必要とする場合がありますので、建設緑政局河川課まで相談ください。

河川でこんなことが出来るかも!

○川辺での演奏会 ○川遊び体験 ○お祭り etc.

公園のつかいかた

公園でイベント等を実施したい場合には、川崎市の許可及び地元との調整を行う必要があるため、利用にあたっては各区役所の道路公園センターまでご相談ください。

公園や緑地でこんなことが出来るかも！

○フリーマーケット ○キッチンカー(イベント時) ○グランピングなどのアウトドア体験 ○公園のルールをみんなで考える etc.

川崎市はパークマネジメント推進方針を策定し、地域の皆様に、より公園を柔軟に使っていただけるよう取り組んでいます。



施設利用にあたっての連絡先一覧

各施設の利用にあたり、相談が必要となる施設の連絡先一覧を市 HP に掲載しています。右の QR コードから読み取るか、市 HP から「地域化」で検索してください。

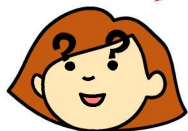


公共施設のつかいかた Q&A



Q1 みんなで楽しくお菓子や飲み物を囲んだイベント
が出来る公共施設はありますか？

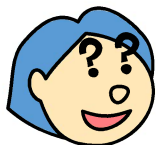
A1 例えば、いこいの家(夜間施設開放事業)で
飲食するのは原則可能ですよ。また、こども文化
センターでも飲食出来るところは多いです。
市民館の料理室なら、みんなで一緒につくるとこ
ろから楽しめるよ。



Q2 公共施設を使ったイベントで、参加費の徴収
や物品販売をしたいと思っておりますが、地域貢
献のための活動でも認められないの？

A2 川崎市では、地域の方が使いやすい公共施設
を目指していますので、販売や参加費の徴収
などを伴う市民活動についても、各所管課への
事前相談によって可能となる場合があります。





Q3 川崎市の後援には、どんなメリットがあるの？

A3 道路や公園等を使用したイベントを行う場合、市の後援があれば使用がスムーズになりますので公共目的に合ったイベントを行う際には、実施目的に応じた所管課などにご相談ください。



Q4 公共施設だけでなく、身近な地域課題や活動をまとめたものはないの？

A4 川崎市では、身近な地域の特徴や地域活動の状況をまとめた「地区カルテ」を作成しました。詳しくは「川崎市 地区カルテ」で検索ください。



活動を行うにあたって困ったときは…。

施設に利用方法や相談すべき部署など、わからないことがあれば下記までご相談ください。

協働・連携推進課 電話 044(200)0387

メール 25kyodo@city.kawasaki.jp